

○茨城県立医療大学学生部規程

〔平成7年4月6日〕
〔医療大訓第25号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）の学生部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 学生部は、本学の学生が充実した学生生活を送ることができるように環境条件を整備し、また、課外活動その他学生生活全般にわたる諸問題について助言・指導を行うことを業務とする。

(学生部長)

第3条 学生部に学生部長を置く。

2 学生部長は、本学の専任教授の職にある者をもって充てる。

(事務)

第4条 学生部に関する事務は、事務局教務課において処理する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、学生部に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。